

平成 24 年度以降のサワラ資源管理に係る検討体制(骨子)

1. 基本的な考え方

- (1) サワラの資源管理を行うためには、関係府県で均衡のとれた資源管理指針(以下「指針」)を作成し、それに基づく資源管理措置(以下「管理措置」)を確実に実施していくことが重要
- (2) そのため関係府県間において、予めサワラの管理措置に関する協議を行い合意を得た上で、管理措置を実行しうる指針の策定等の検討を行うことが必要
- (3) また、管理措置を確実に実施していくためには、他府県の指針の趣旨・内容も含めて、関係漁業者が十分理解していることが不可欠であることから、管理措置に関する協議を行う際には、当該漁業者の参加が不可欠
- (4) 国(瀬戸内海漁業調整事務所)は、関係者間の協議が円滑に進められるよう積極的に助言指導を実施

2. 検討体制

- (1) 管理措置は指針の内容に反映させることから、関係府県に設置される資源管理協議会との連携を図る
- (2) 管理措置は、休漁等の漁獲努力量削減と種苗放流に大別されるものの、相互に関連を有することから、各措置の協議を一体的に推進
- (3) 種苗放流に関する事項については、「種苗放流による資源造成支援事業」を活用(実施団体：瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会)

3. 広域漁業調整委員会

- (1) 瀬戸内海広域漁業調整委員会等において、管理措置の実施状況、資源量、漁獲量等を適宜報告
- (2) 管理措置は指針の内容に反映させることから、関係府県の海区漁業調整委員会の委員が構成員となっている瀬戸内海広域漁業調整委員会への付託(管理措置の検討)について検討
- (3) 瀬戸内海広域漁業調整委員会等において、委員会指示の維持・見直しを検討・発出

4. 管理措置の実施

- (1) 関係府県は管理措置を指針の内容に反映させるとともに、合意された管理措置が確実に実施されるよう関係漁業者等を指導
- (2) 管理措置の実施状況について、当該協議の場において定期的に確認
- (3) 水産政策審議会(資源管理分科会)において TAE 設定を行い、関係漁業者による報告及び府県による管理を実施